

# DAIMARU CARD〈ゴールド〉・マツザカヤカード〈ゴールド〉 JFRカードアシスタンス・サービス会員特約

## 第1条（規定の目的等）

- (1) 本規定は、JFRカード株式会社（以下「当社」という）が発行する「DAIMARU CARD〈ゴールド〉VISA」「DAIMARU CARD〈ゴールド〉MasterCard」「マツザカヤカード〈ゴールド〉VISA」「マツザカヤカード〈ゴールド〉MasterCard」（以下「カード」という）の会員（以下「会員」という）に対して、当社が株式会社安心ダイヤル（以下「安心ダイヤル」という）と提携し、安心ダイヤルが提供する第2条のJFRカードアシスタンス・サービス（以下「アシスタンス・サービス」という）に関する事項を定めたものとします。
- (2) 会員は本規定及びカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、アシスタンス・サービスの提供を受けることができます。
- (3) 当社及び安心ダイヤルが提供するサービス及びその内容については、当社及び安心ダイヤルが本規定及び書面その他の方法により通知又は公表します。
- (4) 本規定の変更は、事前又は事後に当社から会員へ文書で通知することにより可能であることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。

## 第2条（JFRカードアシスタンス・サービスの内容）

ご提供するサービス内容は下記のとおりとします。

- (1) JFRロードサービス
- (2) JFRライフサポートサービス  
※ゴールド（VISA/MasterCard付）会員以外はオプションサービスです。上記（1）（2）についてそれぞれ年会費1,050円（税込）となります。

## 第3条（JFRロードサービスの内容）

- (1) JFRロードサービス（以下「ロード・サービス」という）とは、日本国内の対象地域で安心ダイヤルが認めた車両の事故・故障時の緊急サポートサービス及びアフターフォローサービス等をいいます。
- (2) ロードサービスの前提条件
  - ① ロードサービスは、年中無休、24時間体制で提供されます。なお、ロードサービスの提供には事前に第9条の規定に従いJFRカード・アシスタンスデスク〈ゴールド会員専用〉（以下「アシスタンスデスク」という）にご連絡いただくことを前提条件とします。
  - ② ロードサービスの対象車両は、会員が運転する車両総重量3トン以下の車両で、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）・自家用小型貨物車・自家用軽四輪貨物車・特殊用途自動車（キャンピング車）・自動二輪車・原動機付自転車とし、車両の所有者は問わないものとします。
  - ③ ロードサービスの提供場所は日本国内の一般道路、高速道路、自宅駐車場、その他有料駐車場、公共駐車場とします。但し、一部離島は除きます。
  - ④ 本条第3項、第4項に記載するサービスは、但書及び除外する項目以外は、安心ダイヤルのオペレーターの指示に従う限り無料で提供します。
- (3) 緊急サポートサービス  
緊急サポートサービスとは、安心ダイヤルが車両故障・車両事故により走行不能が発生した時に提供するサービスで、次の項目

を指します。

① 電話による応急措置のための技術アドバイス

簡単なアドバイスをオペレーターが行います。

② 路上などにおける応急サービス

無料となる路上サービスは次の通りです。

サービス・スタッフが現場に到着してから30分以内に路上サービス対応できる作業で、以下のサービスを指します。

- バッテリー上がり時のジャンピングサービス
  - ※ バッテリー充電費用・部品交換は除外
- バンク時の車載スペアタイヤ交換による応急交換サービス
  - ※ タイヤを含む部品交換は除外
  - ※ 1事案あたりタイヤ1本まで
- ガス欠時の給油サービス
  - ※ ガソリン代や油脂代を除く
- キー閉じ込み時の開錠サービス
  - ※ 盗難防止装置付きの車両等、車種によっては開錠できない場合あり
  - ※ キーの複製は除外
  - ※ キーの紛失時は除外
  - ※ 二輪車においては紛失以外の給油口の故障時の開錠のみ対象
  - ※ 特殊作業発生時の特殊作業代を除く
- 落差1m以内の落輪車両の引き上げサービス
  - ※ クレーンや引き上げ装置などの特殊作業代を除く
  - ※ 落差1m以内であっても現場状況により作業時間が30分を超える場合を除く

上記のサービスには、チェーンやすべり止め着脱など、会員が本来は自力で行うべき作業は含まない。

③ レッカーサービス

上記②に規定した応急サービスでは走行が不可能なとき、レッカー車などを派遣し現場からの移動距離15kmを限度に対象者指定の場所に搬送する。

※ 事故時の現場清掃などの特殊作業費用、ならびに車両搬送に関わるフェリー代、航空機代、有料道路通行代を除く

※ 搬入すべき場所が営業時間外もしくは休日のとき、車両保管料が発生した場合は会員の実費とする

④ メッセージサービス

会員のご希望により、ご家族・会社等への緊急連絡、状況説明を行います。

(4) アフターフォローサービス

アフターフォローサービスとは、会員の自宅から直線距離100km以上遠方における事故又は故障で自力走向不能となった車両が修理工場に入庫になった場合、乗車人数(車検証に規定される乗車定員以下)をサービス提供人数の上限とし無料で提供するサービスで、次の項目を指します。但し、車検証記載の乗車定員までとし、各人の利用可能金額を他者(他の同乗者を含む)に振り替えることは不可とします。又、レンタカーサービス、緊急宿泊費用サポートサービス、帰宅費用サポートサービスについては、1回のサービス提供にあたり、重複利用はできないものとし、会員の自宅から事故又は故障の場所までの直線距離が100km以上かどうかについては、安心ダイヤルの判断によるものとし、

但し、次項④の送迎サービスについては、会員の自宅から直線距離100km以上の条件はないものとし、

- ① レンタカーサービス:最長24時間までのレンタカー費用を負担します。  
 ※1,800ccクラスまでの手配可能な車両  
 ※ガンリン代、チェーン代、オプション代を除きます  
 ※レンタカーは1台のみのご提供になります
- ② 緊急宿泊費用サポートサービス:同乗者を含め1名につき1泊1万5千円以内でルームチャージの実費を負担します。  
 ※1名さまにつきトラブル当日の最長1泊のみ  
 ※税・サービス料込みの代金。飲食代及び電話代などを除きます
- ③ 帰宅費用サポートサービス:対象車両が自力走行不能となった時点から24時間以内に電車・バス・タクシーなどの代替交通手段を利用して帰宅する場合、同乗者を含め1名につき上限2万円の交通費を負担します。
- ④ 送迎サービス:最寄の交通機関、又は「緊急宿泊サポート」の宿泊施設までお送りします。  
 但し、対象車両が自力走行不能となった時点から24時間以内とします。  
 ※最寄の交通機関を指定・選択することはできません。

#### 第4条 (JFRライフサポートサービスの内容)

- (1) JFRライフサポートサービス(以下「ライフサポートサービス」という)とは、日本国内の対象地域で安心ダイヤルが認めた家庭のトラブル時への対応や相談等の緊急サービス等をいいます。
- (2) ライフサポートサービスの前提条件
  - ① ライフサポートサービスは、年中無休、24時間体制で提供されます。但し法律相談サービスについては、予約のみ年中無休・24時間体制で行うこととします。又、サービスの提供には事前に第9条の規定に従いアシスタンスデスクにご連絡いただくことをサービスの提供条件とします。
  - ② 法律相談、緊急時医療相談ならびに情報提供紹介サービスの場合のサービス提供は、電話にてカードの確認をすることとします。
  - ③ 本状(3)(4)(5)(6)に記載するサービスは、但書及び除外する項目以外は、オペレーターの指示に従う限り無料で提供します。
- (3) ホームサービス
 

提供するサービスは、会員があらかじめ申請した登録住所1箇所とし、マンションやアパートなどの場合は、居住者の占有部分をサービスの対象とし共有部分は除きます。提供するサービスは次の項目となります。

  - ① 水廻りの応急処理サービス
 

水漏れや、トイレの詰まり等、対象家屋内の給排水設備のトラブルに急応対を行います。給排水管の詰まり、水の漏れ等の急応処置を対象とし、部品代、急応処置を超える修理、高圧洗浄に関する費用は対象外となります。又、30分以内の作業であっても、洗面台などの取り外し作業は急応処理範囲を超えるものとします。
  - ② 鍵開けサービス
 

家屋玄関口の鍵の紛失、閉じ込みの際の緊急開錠の手配を行います。鍵代、急応処理を超える修理に関する費用は会員の負担とします。又、鍵の紛失の場合、現場で身分証明書等の提示を求め、居住者である事の確認ができない場合はサービスの提供は行わないものとします。
  - ③ ガラス破損時の急応対応
 

ガラス破損時にガラス交換を行います。無料サービスの範囲は、基本出動料と基本作業料のみとします。

- (4) 法律相談サービス
- ① 事前予約を条件とします。予約のみ年中無休・24時間体制で提供されます。予約時間に会員からアシスタンスデスクへ電話をかけるものとします。相談時の電話料金については、対象者の負担とします。
  - ② 相談1回につき相談時間は15分とします。係争中、又は裁判手続準備中などの案件は除きます。
- (5) 緊急時医療相談サービス
- ① 夜間・休日診療当番医院の電話番号案内を行います。電話番号案内のみで、紹介や実際の診療確認は会員が行うものとします
  - ② 緊急時の医療相談を行います。  
※日常的な健康相談は除きます  
※精神的な疾病等についての相談は除きます
  - ③ 相談等は10分以内とします。
- (6) 紹介案内情報提供サービス
- ① レンタカー優待割引サービス  
利用に関する料金は全て会員が現地にて実費を負担するものとします。
  - ② 防犯セキュリティ優良鍵業者紹介サービス  
対象者の自宅近くの、優良鍵業者を紹介します。受付のみ24時間となり、ご相談の時間は受付後、業者営業時間中に会員へ連絡をするものとします。この場合、発生した費用は全て会員が費用を負担するものとします。
  - ③ チャイルドシートのレンタルや家事代行サービスの優待割引初回ご利用時の料金を優待価格にて提供します。受付のみ24時間とし、費用は会員が現地にて実費を負担するものとします。但し、サービス提供会社の対応地域に限ります。
  - ④ メッセージデリバリーサービス  
会員からのメッセージを、アシスタンスデスクのオペレーターより依頼先へ伝えます。メッセージの内容は、緊急性を要するものとし、日常的な伝言等は除きます。

#### 第5条 (アシスタンス・サービスを提供できない場合)

- (1) ロードサービスを提供できない場合
- ① 短期間に同一又は類似内容の出動依頼が著しく高い等、会員の故意又は意図的と考えられる場合。
  - ② 台風・大雨・暴風雨・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火・洪水等の天災地災・戦争・暴動・原子力等により、作業が困難な場合。
  - ③ 無免許、無資格、酒酔い、酒気帯び、麻薬等、道路交通法上運転が禁止されている状態で対象者が運転していた場合、又はサービス実施後に違法運転がなされるおそれのある場合。
  - ④ 車検登録のない車両及び車両メーカーが定めるマニュアル等で定める使用方法と著しく異なる改造や装置を加えている場合や、車両メーカーが対応すべきリコール等に該当する場合。
  - ⑤ 航空機、船舶、鉄道、自動車等の輸送期間中の事故・故障。
  - ⑥ 第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の侵害等を伴う場合に、当該第三者の承諾が得られない場合。
  - ⑦ レース・ラリーあるいは一般に自動車が走行しない場所での走行などに起因した事故・故障。
- (2) ライフサポートサービスを提供できない場合
- ホームサービスについては、次の場合サービスを提供できない場合があります。
- ① 短期間に同一又は類似内容の出動依頼が著しく高い等、会員の故意又は意図的と考えられる場合。
  - ② 台風・大雨・暴風雨・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火・洪水等

の天変地異、戦争・暴動・原子力等により作業が困難である場合。

- ③ 第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の侵害等を伴う場合に、当該第三者の承諾が得られない場合。

法律相談サービス・緊急時医療相談サービスにおいては次の場合サービスを提供できない場合があります。

- ① 短期間に同一又は類似内容の相談依頼が著しく高い等、会員の故意又は意図的と考えられる場合。  
② 台風・大雨・暴風雨・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火・洪水等の天変地異、戦争・暴動・原子力等により電話相談が困難である場合。

紹介案内情報提供サービスにおいては、次の場合、サービスを提供できないことがあります。

- ① 短期間に同一又は類似内容の相談依頼が著しく高い等、会員の故意又は意図的と考えられる場合。  
② 台風・大雨・暴風雨・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火・洪水等の天変地異、戦争・暴動・原子力等により電話相談が困難である場合。

### 第9条 (アシスタンス・サービスの利用方法)

- (1) 会員は、アシスタンスデスクのフリーダイヤルへ事前に連絡することにより、安心ダイヤルよりアシスタンス・サービスの提供を受けることができます。ご自身で異なるサービスの手配や、事前に連絡をしない場合は、無料サービスの対象外となります。  
(2) 会員は、アシスタンス・サービスの提供を受ける場合、カードを提示するものとします。  
(3) カードの提示のない場合は、前項にかかわらずサービスの提供を受けることができません。  
(4) 会員本人以外はアシスタンス・サービスを利用できません。  
(5) 会員は、安心ダイヤルコールセンターのオペレーターの指示に従うことがサービス利用の条件となります。

### 第10条 (有償サービス)

- (1) 会員が無料サービスの内容以外もしくは無料サービスの限度を超えてサービスの提供を求めた場合は、すべて有償にてサービスプロバイダーが対応可能な範囲で実施することとします。  
(2) 有償サービスは、会員とサービスプロバイダーの間の別途有償契約によるものとします。  
(3) 有償サービスの料金は、会員が現場で実費精算することとします。

### 第11条 (会員の義務)

会員は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 会員は、サービスの権利を他人に譲渡・貸与・担保提供したり、相続させたりしないこと。  
(2) 会員は、常に交通規則等の法律を遵守し、他人に迷惑を及ぼすような行為はしないこと。  
(3) 会員は、サービスの提供を受けるとき、安心ダイヤルのオペレーターの指示又は注意に従うこと。

### 第12条 (個人情報取り扱い及び開示・訂正・削除)

- (1) 会員は、安心ダイヤルに対して、事故に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示の請求は本規定末尾に記載する相談窓口で連絡するものとします)。万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、安心ダイヤルはすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。

### 第13条 (サービス提供時の責任)

サービス提供に起因する事故・損害等について当社は一切責任を負わないこととし、安心ダイヤルが責任を負うものとします。但し、安心

ダイヤルに重大な過失がない限り、その責を負いません。

#### 第14条(有効期限)

本規定におけるすべてのアシスタンス・サービスは、カードの有効期間内に限り無償で提供されます。但し、次の場合は理由のいかんを問わず、一切の権利は消滅するものとします。

- (1) 会員がカードを退会する等、会員資格を喪失したとき。
- (2) 所定の期限内に年会費等を納入していないとき。
- (3) 会員が会員規定に違反したとき。
- (4) 会員が本規約に違反したとき。
- (5) その他、会員の使用が不相当と当社が判断し、会員資格の喪失を通知したとき。

#### 第15条(サービスに関する疑義)

サービスに関する疑義は、当社の決するところによります。

#### 第16条(サービスの終了、中止、変更等)

- (1) 会員は、当社が都合により、アシスタンス・サービスを終了もしくは中止、又は内容の変更をすることができることをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) アシスタンス・サービスは日本国の法律の下に規制されることがあります。

#### 第17条(合意管轄裁判所)

会員と当社又は安心ダイヤルの間で、本規定に関し訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、当社又は安心ダイヤルの本社所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第18条(「DAIMARU CARD・マツザカヤカードーVISA/MasterCardー会員規約」と本規定の関係)

本規定に定めのない事項については、「DAIMARU CARD・マツザカヤカードーVISA/MasterCardー会員規約」が適用されるものとします。

#### 〈ご相談窓口〉

安心ダイヤルに対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

株式会社安心ダイヤル

東京都中央区新川1-4-1 六甲ビル3F 電話03-3206-1834

以上

## JFRカード株式会社

〒569-8522 大阪府高槻市紺屋町2-1

www.jfr-card.co.jp